

京都北都女性制服ブラウス3着支給確約！

平成21年11月12日（木）18:00～20:00、京都北都信金5階大会議室において団体交渉（支部長・執行部・四役）を持ちました。

金庫側は田中常務、佐々木理事、奥田課長、従組側は阿部執行委員長以下20名の団体交渉でした。交渉内容は女性のブラウス貸与のことで、「女性の冬

制服のブラウスが二着貸与について各部店の女性職員から苦情が出ている。常務は6か月間ワイシャツ2着だけで過ごせますか？」「まだ2着と決まったわけではない。」「3着確約できますね？」「制服委員会に提案し、貸与できるようにする」とのことでブラウス3着を確約させました。

近畿財務局への申入れ行動

●11月20日、地協の仲間7名が参加して近畿財務局へ申入れ行動を行い、金融行政に対する要請をしました。

局から始めに、「金融現場の皆さんの声を聞かせてもらい情報交換をする立場であり、交渉をして回答する場でない」ことを最初に告げられました。

私たちは、最初に今月12日の参議院での亀井発言「国民利用者の立場に立った金融行政」で取組をして欲しい旨の要請を行いました。

「金融円滑化法」の12月施行にあたり、現状はどうかを問いました。

局は、従来で言えば、具体的な施行にあたりパブリックコメントを集め、その内容を踏まえ実施に至る段取りであるが、12月を前に緊急にという趣旨で進められており、具体的に見守っているところのこと。

また、法案では利用者の視点で進めて欲しいというが、格付けなどの内容の変化がないと返済条件変更なども実態的に進行出来ないことや、倒産リスクなどの分担の改善がないと私達金融機関の「一人負担」の危険性が生じること、保証協会審査でも格付けに準じた審査を行っているなどの課題を申し入れました。

当局は、じっくり時間をかけて 利用者と金融機関が協議していくことの重要性を述べ、断り方にしても、利用者が納得がいくまで、適正な説明努力をして欲しいとのこと。

法案が、現状まだ未定部分も多く、局も云い辛そうであった為、今後の進捗状況に応じて、引き続き現場状況で反映をさせるべき課題が出てきた時、懇談を要請することにしました。

金融リスク商品の販売に当たって、販売担当者が非正規の短期契約者がいるが、目標未達で契約解消するようなことは、無理な契約を強要することになるので、そのようなことはさせないように指導をして欲しい要望に対し、局は目標を決めて営業することはどうこう言えないが、結果として、適合性の原則違反などで顧客問題が起これば指導する。

目標管理で、「心の問題」も多く生まれ、金融機関の健全性を検査する中で、人的財産である職員の心の健康問題も検査項目に入れているのかの問いに、局は「その種は問題にいれていない。担当はこちらではない。」とのことであるが、調査は金融庁検査で行い、その後のフォローは厚労省として分担願うよう、要望を行いました。

金融検査について、きのくに信金の最近の検査で長時間残業などが発生し、現場労働者の負担になっているやり方に局は「我々も労働者であり、時間外を多くしてでも仕事をすればいいと考えていない」との見解を示しました。

「決められた日程でしっかり検査をしたく、必要最小限の人数を求めている、全員が残ってもらう必要はなく、時間管理もしっかり行いたい。

このような問題があれば、是非申し出て欲しい、

検査員にもこのような申し出があったことを伝えておく」とのことでした。

金融機関の統合再編・システム再編完了後において、短期労働者の解雇が進められており、きのくに信金などでも統合後の賃金改定が十分に改善されておらず、統合・再編効果の内容が労働者にも還元できるように指導要望に対し局は、産業再編に伴う特別法5条6項、7項に労働者への配慮を謳っており、経営に要請出来ることをアドバイス願いました。

09 年下期一時金(臨給)回答状況

単組名	回答日	支給率 (%)	前年比
京都北都信金	10 / 30	100%	±0
のぞみ	11 / 24	175%	±0
きのくに	11 / 27	187%	±0
近畿大阪		80%	±0
泉州	11 / 26	215.5%	±0
三菱東京 UFJ		253%	±0
滋賀	11 / 26	284.5%	-30%

定期大会の「声」を要求書として銀行に提出

滋賀銀行従業員組合は、2009年10月17日開催の第103回定期大会で出された意見をもとに、次の3項目の要求を決定し、11月26日団体交渉にて、提出しました。

- ① インフルエンザによる出勤停止の扱いについて、この出勤停止を命ずる場合は、特別休暇を付与すること。
- ② 本部食堂の改善について、一人がけも可能なカ

ウンター形式の食卓用机ならびに椅子の増設を行うこと。

- ③ 温水洗浄便座の設置について、健康・衛生面から、全店に温水洗浄便座を設置すること。

以上3項目の要求を銀行に提出し、組合は「時限制のものもあり、早急に回答を願いたい」と申し入れました。銀行側は「この要求書をよく検討して、早い時期に回答したい」と応えました。

ちょっと知っておきたい 「最低賃金」について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

ちなみに近畿地区の最低賃金(時間額)は、京

都729円、大阪762円、兵庫721円、奈良679円、和歌山674円、滋賀693円となっています。

